

令和 7 年 7 月 25 日

お客様各位

追加審査に係る図書の提出等について

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行から 4 ヶ月が過ぎようとしております。

以前にもお知らせをしておりますが、令和 7 年 3 月 31 日以前に確認済証の交付受けたが、令和 7 年 4 月 1 日以降の着工により改正法が適用され、旧 4 号から新 2 号となる建築物において、必要となる「**追加審査に係る図書の提出**」について、ご注意いただきたい点をお知らせいたします。

1. 追加審査は、通常の確認申請と同程度の審査期間を要しますので、中間検査予定日が確定している場合は、審査期間を考慮していただき、十分に余裕を持った早めの申請をお願いいたします。
2. 構造関係規定に係る追加審査が完了していない物件については、原則中間検査を実施することはできませんので、検査予定日の変更を検討いただくこととなります。また、検査申請の受付をお断りする場合もございますのでご理解ください。

以上、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈〈お問い合わせ〉〉

建築確認検査課 TEL 022-262-0401

事業管理課 TEL 022-262-1541

県北事務所 TEL 0229-29-9177